

新型コロナウイルス等感染症 事業継続計画 (BCP)

社会福祉法人グラディーレ

特別養護老人ホーム青葉の郷

1. 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こるなか、そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめ事業を継続してゆくために、事業継続計画（以下「BCP」）を策定する。

本計画は、日本国内において新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の大流行が懸念される場合に備え、本法人各施設における実施すべき事前対策、感染症防止対応並びに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項を定めるものであり、基本方針は以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保

利用者は一般人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。

② サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。

③ 職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

1) 新型コロナウイルス等感染症 発生段階とステージ

発 生 段 階		ステージ
段 階	状 態	
未発生期	新型コロナウイルス等感染症が発生していない状態	ステージ①
海外発生期	海外で新型コロナウイルス等感染症が発生した状態	ステージ①
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
	(地域発生早期) 各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者が発生していない状態	
国内発生早期	(地域発生早期) 各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	ステージ②
	(地域発生早期) 各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	ステージ③

小 康 期	新型コロナウイルス等感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
-------	--	--

＊地域感染期に至らない状態で、自施設に感染者が発生した場合は、ステージ 3 に準じた対応を実施する。

2) 維持すべき業務の分類

業務	内 容	各拠点における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	食事、排泄、与薬、医療的ケア、保清（清拭等）等
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空間的分離のための部屋割り変更、施設内の消毒/感染物の処理、来所者の体温測定、特定接種/集団接種対応 等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	入浴、リハビリ 等
D	休止・延期できる業務	上記以外の業務

＊本法人の組織全体を維持するために、職員の給与支払い、各種物品の調達/整備/修繕、資金繰り、取引先への支払等、人・物品・資金に関する業務も「A」に位置付ける。

3) 主管部門

本計画における主管部門（統括）は事務所とする。

4) 対応全体像

本計画において定める全体像は別紙（様式 1）のとおりとする。

なお、本法人の BCP はステージ②の段階で発動する。

5) 被害想定

本計画における被害想定は別紙（様式 2）のとおりとする。

2. ステージ0における対応

本ステージにおいては、新型コロナウイルス等感染症がまだ発生していない状況であり、対応は、計画のメンテナンス及び周知と、ステージ①以降の緊急時対応を見据えた事前準備が中心となる。

1) 対応主管部門

事務所が統括し、各ユニットが一丸となって対応する。

2) 対応事項

項 目		対 応 事 項
計画のメンテナンス		毎年下記項目についてメンテナンスを実施 ☐ 定めてある業務分類は妥当か ☐ 新型コロナウイルス等感染症の情報の繁栄 （法の改正、被害想定の妥当性など） ☐ 研修や日々の行動で洗い出されて課題
計画の周知徹底		定期的に研修・訓練等を実施 ☐ 新型インフルエンザ等感染症の基礎知識の習得 ☐ BCP の内容理解 ☐ BCP の内容に沿った訓練等
緊急時対応の事前準備	体制構築	以下の関する検討・見直しを実施 ☐ 緊急時の役割分担・代行者の検討 ・全体統括 ・情報収集 ・利用者家族等への情報提供 ・感染予防対応に関する業務（B）の統括 ・業務継続対応に関する業務（A、C、D）の統括 等 ☐ ステージ③における法人体制の在り方
	感染予防対応	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 利用者家族等との連絡方法の整理 ☐ 職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 ☐ 備蓄品管理 ☐ 来所者向け検温ルールの整備 ☐ 職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備 ☐ ハイリスク職員（妊婦・慢性疾患等）の把握
	業務継続対応	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 人員と対応能力の評価・分析 ・業務 A/B を遂行するために最低限必要な人員数の把握 ・業務 A/B を遂行するために必要なスキルの把握 ・職員の家族構成、住所、通勤手段等の把握 ☐ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性検証の方法 ☐ 委託業者のサービス継続対応の事前協議 ☐ 備蓄品管理

3. ステージ①における対応

本ステージにおいては、新型コロナウイルス等感染症は発生しているものの、施設の周辺地域では感染者が発生しておらず、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化していない状況。

したがって、ここでの対応は、感染状況を中心とした情報収集と、ステージ②以降に実施する「感染予防対応」の準備、「業務継続対応」の実施に関する利用者家族等への事前アナウンスが中心となる。

1) 対応主管部門

事務所が統括し、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	施設長	介護支援専門員：
情報収集	総務 介護主任	相談員 介護主任
利用者家族への情報提供	介護支援専門員 相談員	管理栄養士 介護支援専門員
感染予防対応に関する統括（主に準備）	看護師	その他看護職員

2) 対応事項

項 目	対 応 事 項
情報収集	主に以下に関する情報収集 ☐ 新型コロナウイルス等感染症の感染症拡大状況 ☐ 国、自治体、保健所等の対応状況 ☐ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況
利用者家族等への情報提供	利用者家族等との連絡体制を構築 利用者家族等にステージ②以降実施する対応に関して、情報を事前伝達。 ☐ 施設来所時のルール ＊１ ☐ 利用者感染（疑）時の対応 ＊１ ☐ 提供業務の縮小・休止 ＊２ 発生段階の「国内発生早期」以降は、適宜、利用者の現状等の情報を提供する。 ＊１ → ステージ② 参照 ＊２ → ステージ②、③ 参照
感 染 予 防 対 策 の 実 施	個人対応の依頼 職員/職員の家族/利用者/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するように依頼 ☐ マスクの着用

		☐ 手洗い・うがい・咳エチケットの励行 ☐ ソーシャルディスタンスの励行
感染予防対策の実施	組織としての対応	施設入口とトイレに以下のものを配備し、使用を励行 ☐ 消毒液 ☐ マスク ☐ フェイスガード
感染予防対応の準備		以下の対応を実施 ☐ 備蓄品のチェック（補足があれば調達） 職員/利用者/利用者家族/委託業者等に対して、ステージ②以降実施する対応に関して情報を事前伝達する ☐ 施設来所ルール ☐ 体温、体調のデイリーチェック ☐ 業務 D の縮小・休止 ☐ 感染（疑）者発生時の対応 *上記詳細はステージ②以降参照
業務継続対応の準備		以下の対応を開始する ☐ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性検証 ☐ 同一法人内での情報共有（ステージ③以降の施設間での応援可能かどうか等の確認） ☐ 過去勤務していた OB・OG へのアプローチ（ステージ③以降の臨時勤務が可能かどうか等の確認） ☐ 委託業者の事前連携について情報共有 職員/利用者に対して、ステージ③以降の実施する以下の対応について情報を事前伝達する ☐ 業務 A/C/D の縮小・休止（ステージ③以降参照）

4. ステージ②における対応（BCP 発動のステージ）

本ステージにおいては、新型コロナウイルス等感染症の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化と、ステージ③以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。

1) 対応主管部門

事務所が統括し、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	施設長	介護支援専門員：

情報収集	総務 介護主任	相談員 介護支援専門員 介護主任
利用者家族への情報提供	相談員	管理栄養士 介護支援専門員
感染予防対応に関する統括	看護師	その他看護職員
業務継続対応に関する統括	施設長	介護支援専門員

2) 対応事項

項 目		対 応 事 項
情報収集と共有		以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有 ☐ 新型コロナウイルス等感染症の感染拡大状況 ☐ 国、自治体、保健所等の対応状況 ☐ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況 ☐ 職員、職員家族、利用者の感染状況 ☐ その他利用者家族、委託業者の感染状況
利用者家族等への情報提供		適宜、以下の情報を提供する。 ☐ 利用者の現状
感染 予防 対応 の 本 格 実 施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/利用者/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ☐ マスクの着用 ☐ 手洗い・うがい・咳エチケットの励行 ☐ ソーシャルディスタンスの励行
	組織としての対応	別表Ⅰを参照
業務継続対応の準備		以下の対応を継続実施する。 ☐ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性検証 ☐ 同一法人内での情報共有（ステージ③以降の施設間での応援可能かどうか等の確認） ☐ 過去勤務していた OB・OG へのアプローチ（ステージ③以降の臨時勤務が可能かどうか等の確認）

5. ステージ③における対応

本ステージにおいては、新型コロナウイルス等感染症の感染者が施設内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。

したがって、対応はステージ②から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。なお、小康期においては、各対応を事態の進捗に応じて段階的に縮

小していく。(以下、小康期固有の記載はしない。)

1) 対応主管部門

ステージ②同様の形態で実施していく。

2) 対応事項

項 目		対 応 事 項
情報収集と共有		以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内の共有 ☐ 新型コロナウイルス等感染症の感染拡大状況 ☐ 国、自治体、保健所等の対応状況 ☐ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況 ☐ 職員、職員家族、利用者の感染状況 ☐ その他利用者家族、委託業者の感染状況
利用者家族等への情報提供		適宜、以下の情報を提供する ☐ 利用者の現状
感 染 予 防 対 応 の 本 格 実 施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/利用者/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ☐ マスクの着用 ☐ 手洗い・うがい・咳エチケットの励行 ☐ ソーシャルディスタンスの励行
	組織としての対応	別表1の継続実施
業務継続対応の準備		別表2の実施

6. 附表等

1. 様式1 新型コロナウイルス等感染症対応全体像
2. 様式2 新型コロナウイルス等感染症被害想定

7. その他

本計画は、令和3年12月1日より施行する。

令和5年12月1日 改定

別表Ⅰ 感染予防対応（組織としての対応）の本格実施

項 目			対 応 事 項
施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応（発生後も継続対応）	業務B ① 来所に関するルール	マスク着用	【対職員・利用者家族・委託業者等】 ☐ 施設内でのマスク着用を依頼 ☐ 入口付近に依頼文を掲示 ☐ 入口受付に持参しない方用にフェイスガードを一定数配置
		施設入口・トイレでのアルコール使用	【対職員・利用者・利用者家族・委託業者等】 ☐ 施設入口・トイレにアルコールを設置 ☐ 施設立ち入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 ☐ 入口付近に依頼文を掲示 ☐ 利用者の消毒をサポート
		公共交通機関による来所禁止	【対職員・利用者家族・委託業者等】 ☐ 極力、公共交通機関を使つての来所を制限
		不要不急の来所禁止	【対利用者家族・委託業者等】 ☐ 不要不急の来所を制限
		来所者への施設入口での検温実施	【対利用者家族・委託業者等】 ☐ 施設入口に非接触型体温計を設置し、体温を測定する ☐ 体温が37度以上の場合は立ち入りを制限 ☐ 入口付近に依頼文を掲示
		体調不良者の立ち入り禁止	【対職員】 ☐ 体調不良者の出勤禁止 ☐ 体温が37度以上の場合は出勤禁止 【利用者家族・委託業者等】 ☐ 体調不良者の立ち入りを制限 ☐ 入口付近に依頼文を掲示
		ハイリスク職員の出勤禁止	【対職員】 ☐ 妊婦、慢性疾患等を持つ者の出勤禁止
		行政措置による受入への対応	☐ 対象者を一時空間的に隔離し、感染の疑いがないことを確認する ☐ 感染防護服等の着用
	業務B ① その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	【対職員・職員家族】 ☐ 毎朝出勤時の検温と結果記録を記載（スマホ等の活用） ☐ 検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合（喉の痛み、味覚・臭覚傷害等）は各リーダーへ報告する。 ☐ 各リーダーは報告に対して以下のとおり対応する ・職員本人が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ・職員家族が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合の出勤可否は適宜判断する 【対利用者】 ☐ 毎朝検温を実施し、結果を記録する ☐ 検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない

施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応 (発生後も継続対応)	業務B ① その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	い場合(喉の痛み、味覚・嗅覚障害等)は各リーダーへ報告する ☐各リーダーは、上記報告に対して以下のとおり対応する ・対象者にマスクを装着(していない場合、装着可能な場合) ・空間的隔離の必要性を検討し、可否を判断する
	業務Dの縮小・休止	実習生、ボランティア等の受入	☐ 実習生、ボランティアの受入休止
		行事	☐ 不要不急の行事禁止
		外出・会議	☐ 職員、利用者の不要不急の外出禁止 ☐ 外部(近隣施設・委託業者)との不要不急の会議等休止
	業務A/C/Dの業務体制の縮小		☐ 最低限での人数で業務を遂行するようシフトを検討
施設関係者に感染(儀)者が発生した場合の対応	施設内で発症(発症疑い)	情報収集・報告	☐ 施設内で感染(疑)者が出た場合は各リーダーへ速やかに報告し事務所へ連絡する ☐ 状況に応じ、仙台保健福祉事務所へ連絡する ※仙台保健福祉事務所への相談目安 息苦しさ、強い倦怠感、高熱等の症状がある場合。これが4日以上続いていた場合は必ず相談する
		発症(疑)者にマスクを装着させる(していない場合、装着可能な場合)	☐ マスク・ゴーグル・ガウン・シューズカバー・手袋等をした者が感染(疑)者に装着させる。
		空間的隔離を実施	☐ マスク・ゴーグル・ガウン・シューズカバー・手袋等をした者が、空間的隔離を実施する(あらかじめ、隔離場所を居室に設定しておく) ☐ 利用者が感染(疑)者である場合は、可能な限り担当者をその他の利用者と分ける ☐ 隔離した居室の換気を行う(1、2時間ごとに5～10分) ☐ 職員は使い捨て手袋、マスクを着用、必要に応じてフェイスガード、ガウン・シューズカバーを着用する ☐ ケアの開始及び終了時に手洗い及び消毒を行う ☐ 体温計等の器具は可能な限り、感染(疑)者専用とする。やむを得ず、他の利用者も使用する場合は消毒用エタノールで清拭を行う
		施設からの退出	【職員・利用者家族・委託業者等が発症】 ☐ 家族、所属企業等に連絡し、迎えに来てもらったうえで施設からの退出を依頼 【利用者が発症】 ☐ 家族に連絡を入れ状況報告(施設からの退出を即依頼するのではなく、状況報告を行い、今後について検討)

施設関係者に感染（儀）者が発生した場合の対応	施設内で発症（発症疑い）	施設の一時閉鎖	☐ 陽性に備えて、施設閉鎖の準備
		病院に搬送	☐ マスク・ゴーグル・ガウン・シューズカバー・手袋等をした者が状況に応じて病院へ搬送
		消毒	☐ マスク・ゴーグル・ガウン・シューズカバー・手袋等をした者が接触した箇所を中心に消毒を行う
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 感染（疑）者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ☐ 感染していた場合、当該者に可能な限り発症前2週間の行動を確認 （主に利用者以外、利用者が外泊していた場合はその行動も確認） ＊濃厚接触者との特定例 ・感染（疑）者と同室、または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護なしに感染（疑）者を診察、看護もしくは介護していた者 ・感染（疑）者の気道分泌液もしくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ☐ 上記情報から濃厚接触者を特定する ☐ 濃厚接触者（職員・職員家族・利用者家族等）は2週間来所禁止。職員にあつては自宅待機（自宅内隔離）とし、保健所等の指示に従う ☐ 万が一、クラスターが発生した場合については、関係医療機関等の指示を受け、それ以上の感染拡大防止に努める
		情報開示	☐ 感染（疑）者が要請だった場合、関係者、関係機関に情報伝達 ☐ 必要に応じて、玄関やホームページ等に情報を掲示
	施設外で発症（発症疑い）	情報収集	【対職員】 ☐ 本人及び家族が感染した場合、各リーダーに報告 【対利用者家族・委託業者等】 ☐ 感染者の来所が発症時のいつであったか等の情報を収集
		報告	☐ 状況に応じて、自治体・保健所等へ報告
		感染者の来所禁止	☐ 退院後、2週間の来所禁止
		消毒	☐ 可能な限り、感染者が来所時に接触した場所を特定し消毒
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 感染者の行動を確認し、濃厚接触者を特定する ☐ 濃厚接触者は2週間の来所禁止
		情報開示	☐ 状況に応じて、感染者発生情報を関係者、関係機関に伝達 ☐ 必要に応じて、ホームページ・玄関等に情報を掲示

別表2 業務継続対応の本格実施

項 目		対 応 事 項
業務の絞り込み	業務 D の縮小・休止	☐ 業務 D の縮小・休止を検討・実施
	業務 C の縮小・休止	上記対応後、以下の順に検討・実施 ☐ 入浴、リハビリの規模・頻度の縮小を検討・実施 ☐ 入浴の休止（清拭に切替）を検討・実施 ☐ リハビリの休止を検討・実施
業務手順の変更（省力化等）	業務 A の業務手順書の変更	業務 D の縮小・休止後、以下を検討・実施する ☐ 食事を簡易（非常食等）に変更 ☐ 食器を使い捨て可能なものに変更（サランラップ等の活用可） ☐ 緊急避難として排泄介助をオムツに変更等 ☐ 外部への支払いに関して期間延長を依頼等
人的資源	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更	☐ 職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証 ☐ 上記の「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフトを変更実施
	同一法人内別組織への応援要請	☐ 上記シフト変更の結果、人手不足が発生することが見込まれる段階で、同一法人内別施設等に応援を要請
	OB・OG の活用	☐ 上記シフト変更の結果、今後人手不足が発生することが見込まれる段階で、OB・OG に出勤を依頼（感染（疑）者である可能性に留意）
	地域応援要請	☐ 上記シフト変更の結果、今後人手不足が発生することが見込まれる段階で、連携する施設に応援を要請（感染（疑）者である可能性に留意）
その他	委託業者の確保	☐ 委託業者の稼働情報を入手 ☐ 上記情報を「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の判断材料とする
	備蓄品の確保	☐ 業務内容変更によって使用する備品を配備
	過重労働・メンタル対応	☐ 勤務時間の管理を徹底する ☐ 日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める 長時間労働を余儀なくなれる状況が一定期間続く場合、状況に応じて、以下のように対応する。 ☐ 週に1日は完全休日を設けるシフトを組む ☐ 一か月あたりの残業が 80 時間を超える者に対して、医師による面談、健康状態等へ助言を実施。